

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東京所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字荒幡字東内手二二番 三地先から同市大字荒幡字東内 手二二番三地先まで		区 間
二五・〇〇	二五・〇〇 二九・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇		延長 (メートル)
道路改良事業によ る。		備 考